

証券コード 9535

平成21年6月8日

株 主 各 位

広島市南区皆実町二丁目7番1号

広島ガス株式会社

代表取締役
社長執行役員 深 山 英 樹

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区南竹屋町1番30号
当社ガストピアセンター6階会議場

3. 目的事項

報告事項

1. 第155期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件
2. 第155期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、計算書類、連結計算書類およびこれらに係る監査報告は、別添の「第155期報告書」に記載のとおりであります。
 - 事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hiroshima-gas.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことにもない、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更ならびに条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>< 削 除 ></p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
<p><u>第10条</u> <条文省略></p>	<p><u>第9条</u> <現行どおり></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。 	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し</u>その他の株式に関する取扱いおよび手数料等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第13条～第42条</u> <条文省略></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備え置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび売渡しその他の株式に関する取扱い<u>および手数料、株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条～第41条</u> <現行どおり></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 附則第1条から本条までの規定は平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、5頁から6頁のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社の株式の数
1	深山英樹 (昭和16年10月25日生)	昭和39年3月 当社入社 平成元年6月 同 総合企画部LNG導入準備室長 平成4年6月 同 取締役(総合企画部長) 平成11年6月 同 常務取締役(総合管理本部長) 平成12年6月 同 専務取締役(総合管理本部長) 平成13年6月 同 代表取締役社長 平成19年6月 同 代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)	45,000株
2	中丸直明 (昭和25年7月27日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 同 秘書部長 平成16年4月 同 執行役員総務部長 平成17年6月 同 取締役(総務部長) 平成19年6月 同 取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長) (現在に至る)	26,000株
3	上総英司 (昭和25年12月23日生)	昭和49年3月 当社入社 平成13年6月 同 営業本部都市エネルギー営業部長 平成16年4月 同 執行役員エネルギー事業部営業計画部長 平成17年6月 同 取締役(エネルギー事業部副事業部長) 平成19年6月 同 取締役 執行役員(エネルギー事業部副事業部長) (現在に至る)	14,000株
4	佐伯正夫 (昭和27年1月4日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 同 秘書部長 平成16年4月 同 執行役員経理部長 平成19年6月 同 取締役 執行役員(経営統括本部経営企画部長) (現在に至る) 〔他の法人等の代表状況〕 広島ガス開発(株) 代表取締役 社長執行役員	28,000株
5	領木新一郎 (昭和5年1月22日生)	昭和29年4月 大阪瓦斯(株)入社 平成3年1月 同 代表取締役社長 平成10年6月 同 代表取締役会長 平成15年6月 同 相談役 (現在に至る) 平成17年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔他の法人等の代表状況〕	所有する当社の株式の数
6	大田 哲哉 (昭和15年12月23日生)	昭和38年3月 広島電鉄(株)入社 平成8年4月 同 代表取締役社長 (現在に至る) 平成15年6月 当社監査役 平成17年6月 同 監査役退任 平成17年6月 同 取締役 (現在に至る)	0株
7	角 廣 勲 (昭和19年1月1日生)	昭和42年4月 (株)広島銀行入行 平成18年6月 同 代表取締役頭取 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株
8	山下 隆 (昭和18年11月20日生)	昭和41年4月 中国電力(株)入社 平成18年6月 同 代表取締役社長 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株
9	田村 興造 (昭和26年6月22日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年6月 同 原料部長 平成17年6月 同 執行役員原料部長 (現在に至る)	17,000株
10	中村 治 (昭和28年9月25日生)	昭和51年4月 当社入社 平成16年4月 同 総務部法務室長 平成19年6月 同 執行役員経営統括本部総務部長 (現在に至る)	12,000株

- (注) 1. 当社は、広島ガス開発(株)と工事の施工等につき業務の委託関係にあります。
 当社は、広島電鉄(株)に圧縮天然ガスの販売を行っております。
 当社は、(株)広島銀行との間に銀行取引があります。
 当社は、中国電力(株)と一部の取引(エネルギー供給等)につき競業関係にあります。
2. 領木新一郎、大田哲哉、角廣 勲および山下 隆の各氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 領木新一郎氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、候補者としております。
 大田哲哉氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、候補者としております。
 角廣 勲氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、候補者としております。
 山下 隆氏は、当社と同じエネルギー事業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、候補者としております。
4. 当社が領木新一郎、大田哲哉、角廣 勲および山下 隆の各氏との間で締結しております責任限定契約の概要については、別添の「第155期報告書」9頁から10頁に記載のとおりであります。
5. 会社法施行規則第74条第4項第3号に該当する事項は、別添の「第155期報告書」9頁から10頁に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成18年6月27日開催の第152回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額3,000万円以内、監査役の報酬額を月額500万円以内とそれぞれご承認いただき現在に至っておりますが、機動的な報酬政策を可能にするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬額を年額36,000万円以内（うち社外取締役4,800万円以内）、監査役の報酬額を年額6,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたします。

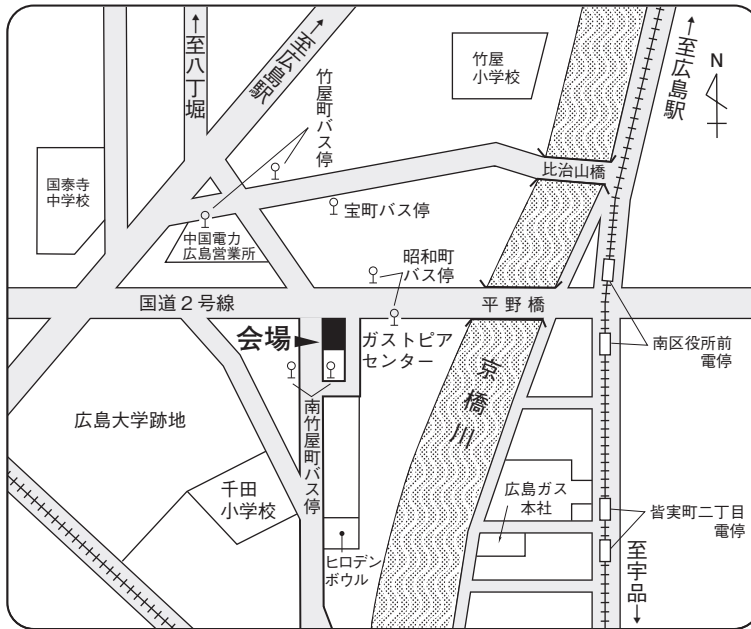
現在の取締役の員数は12名ですが、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となります。また、在任する監査役の員数は4名であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

当社ガストピアセンター 6階会議場

広島市中区南竹屋町1番30号



駐車場はありませんので公共の交通機関をご利用ください。

- 広電バス7号線（横川～向洋方面） 「昭和町」下車 徒歩1分
- 広電バス10号線（己斐～旭町方面） 「竹屋町」下車 徒歩3分
- 広電バス12号線（戸坂～仁保方面） 「南竹屋町」下車 徒歩1分
- 広島バス23号線（横川駅～大学病院） 「竹屋町」下車 徒歩3分
- 広島バス26号線（広島駅～旭町） 「竹屋町」下車 徒歩3分
- 広電路面電車 比治山下經由宇品線（広島駅～広島港） 「南区役所前」下車 徒歩7分